

令和6年第1回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 議案第20号（降壇）
- 2 議案第2号～議案第8号
- 3 令和6年度施政方針
- 4 議案第9号～議案第19号及び
議案第21号～議案第30号（降壇）

令和6年2月20日提出

伊佐市長

令和6年第1回伊佐市議会定例会の開会にあたり、先に議案第20号「伊佐市手数料条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口において、戸籍謄本等の交付申請が可能となる全国的な広域交付等が3月1日から開始されることから、それらの手数料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案1件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———

議案第2号から議案第8号までについて説明申し上げます。

議案第2号「令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第13号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国・県補助事業などの事業費の確定による減額や国民健康保険特別会計への繰出しに要する経費などについて所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、議会運営に要する経費について減額の措置を講じ、総務費につきましては、行政情報ネットワーク化の基盤整備に要する経費などについて減額の措置を講じております。

民生費につきましては、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金などに追加の措置を講じたほか、私立保育所の運営支援に要する経費などについて減額の措置を講じております。

衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業の国庫支出金精算返納金に要する経費について新たに措置し、伊佐市衛生センターの管理に要する経費などについて減額の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、農業集落排水事業への繰出金に追加の措置を講じたほか、多面的機能支払交付金に要する経費などについて減額の措置を講じております。

商工費につきましては、商工振興に要する経費などについて減額の措置を講じ、土木費につきましては、橋りょう長寿命化に要する経費などについて減額の措置を講じております。

消防費につきましては、消防団員の活動に要する経費などについて減額の措置を講じ、教育費につきましては、大口中央中学校の校内教育支援センター等の空調設備設置に要する経費について新たに措置し、国体カヌー競技の負担金に要する経費などについて減額の措置を講じております。

災害復旧費につきましては、事業費の確定に伴い減額の措置を講じ、公債費につきましては、償還額の確定に伴い減額の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしました。歳入については、地方交付税、分担金及び負担金、財産収入、諸収入及び市債について増額の措置を講じ、市税、地方特例交付金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金及び繰入金について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億1,379万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億2,887万1千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、中央公園整備等に係る新庁舎建設事業ほか23件の事業に、明許繰越による繰越しの措置を講じております。

また、地方自治法第214条の規定により、農業近代化資金利子補給補助金を「債務負担行為」として定めております。

なお、地方債では、緊急防災・減災事業ほか3件に限度額変更の措置を講じたほか、災害復旧事業について廃止の措置を講じております。

次に、議案第3号「令和5年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において諸支出金などについて追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ892万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,737万円とするものであります。

次に、議案第4号「令和5年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険給付費などについて減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,361万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,632万3千円とするものであります。

次に、議案第5号「令和5年度伊佐市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において介護予防計画作成に要する経費について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,593万2千円とするものであります。

次に、議案第6号「令和5年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において後期高齢者医療広域連合への保険料納付金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,002万円とするものであります。

次に、議案第7号「令和5年度伊佐市水道事業会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を526万6千円減額し、収益的収入の総額を3億4,913万7千円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を1,552万円減額し、収益的支出の総額を3億892万8千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を50万円減額し、資本的収入の総額を1億4,890万7千円とするものであります。

支出においては、資本的支出を935万7千円減額し、資本的支出の総額を2億4,789万円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,898万3千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、「たな卸資産購入限度額」に限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第8号「令和5年度伊佐市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、農業集落排水事業収益を756万1千円追加し、収益的収入の総額を1億8,327万4千円とするものであります。

支出においては、農業集落排水事業費用に130万3千円追加し、収益的支出の総額を1億7,554万1千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を1千円減額し、資本的収入の総額を5,436万4千円とするものであります。

支出においては、資本的支出を809万8千円減額し、資本的支出の総額を1億908万7千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,472万3千円は、前年度引継金、当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

このほか、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」について、所要の措置を講じております。

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

続きまして、令和6年度の市政運営に関する所信の一端を申し述べ、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1 はじめに

令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、市民生活は様々な制約の中で営まれてまいりましたが、昨年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられたことを機に、多方面に渡る活動がコロナ禍前の水準に戻ろうとする動きが見られるようになりました。政府においても、この機を千載一遇のチャンスととらえ、デフレ完全脱却のための総合経済対策を打ち出し、国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた企業等における供給力の強化を図ることとしています。

本市においても、国の動向を注視しながら、GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）への取組や、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、防災・減災・国土強靱化の取組を推進し、農林水産業の振興をはじめ、様々な分野での取組を継続しながら、これまでの停滞ムードを打ち破っていかなければなりません。

令和2年11月30日に市長に就任してから、3年2か月が経過し、令和6年度はいよいよ1期4年間のまとめの

年となります。防災行政無線の市全域への設置や、新庁舎建設など大型事業を着実に進めるとともに、本市が安定的な行政運営を行うための行財政改革を推し進めながら、市民の皆様のご生活を守ってまいります。

市民の皆様が笑顔にあふれ、一人ひとりが幸せを感じることのできるまちとなるよう、市民の皆様と一体となって、しっかりと取組を進めてまいります。

2 主要施策等の概要

あらゆる世代の皆様が、いつまでも住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくりの取組の主なものについて、総合振興計画基本構想に掲げる施策体系に沿って説明申し上げます。

基本目標 1 は、「笑顔で創る明るいまち」です。

地域の基礎組織である自治会や校区コミュニティ協議会における地域活動では、防災や見守り、子育て支援や健康づくり、地域教育など多方面で多くの方々にご活躍いただいております。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられた現在では、地域活動において様々な動きが再開され始めており、今後も地域の主体的な活動が活発になるよう引き続き支援してまいります。

人権啓発の推進については、人権に関する市民意識調査を実施し、全ての人びとがしあわせに暮らせるよう理解と認識を深める取組を強化するとともに、人権相談、法律相談等において適切な相談対応を図ります。

併せて、男女共同参画に関する市民意識調査も実施し、全ての人がお互いを尊重し合い、多様な価値観を認め合える社会の構築に向けた啓発を進めます。

基本目標 2 は、「安心して子育てができるまち」です。

子育て支援については、児童手当の所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降3万円とする内容の拡充を令和6年12月支給分から実施します。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置及び身近な子育て支援の場（子育て支援センター）による包括的な相談機能の整備を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における児童発達支援の中核的役割を担う「子ども発達支援センターたんぽぽ」の機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における発達支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

放課後児童健全育成事業に関しては、特にニーズの高い大口小学校区の児童の放課後支援について検討し、また、菱刈子育て支援センターで訪問支援を開始するなど子育て支援の充実を図ります。

これらに加え、市内の産婦人科で受けられる産後ケアメニューを拡充し、より身近な地域で安心して産み育てられる環境を構築するとともに、結婚・妊娠・出産・子育てを希望される方へ寄り添った取組を推進してまいります。

基本目標 3 は、「郷土を愛し、豊かな心を育むまち」です。

全ての子どもたちの可能性を引き出すための取組の一つとして、地域の身近な景観を切り口として、各校区の魅力や課題についてSDGsの観点からの総合的な学習の時間における探究を行い、その成果として教育版マイクラフトを活用して3D（立体）化するなど、ICT教育の充実を図ってまいります。

また、乳幼児から小学校への就学、その後の進学・進路等、それぞれの段階、時期における子どもたちへの支援のあり方について、新たに行政・大学・医療機関の三者が連携して情報を共有し多面的な支援を進め、特別支援教育の充実を図ってまいります。

昨今、児童生徒の抱える問題は、複雑化・多様化してきており、教職員をはじめ教育相談員、スクールソーシャルワーカー等がそれぞれの専門性を生かし、日頃から児童生徒が相談しやすい体制を整備するとともに、登校できない児童生徒の居場所づくりを行い、困り感のある保護者への支援も充実させながら、福祉、医療等の関係機関との連携を密にし、家庭への切れ目ない支援を行います。

このほか、教職員が授業などの教育活動に十分注力できる環境の整備や、理科室などの特別教室の整備に取り組みます。

社会教育については、市民の多様なニーズに対応した生涯学習講座の開設を行い、生涯学習機会の充実に努めます。

人権教育については、すべての人びとがしあわせに暮らすために、人権感覚あふれる共生社会の実現に取り組みます。

家庭教育や青少年教育については、学校・家庭・地域が一体となって青少年の健全育成を推進するとともに、「伊佐さわやかあいさつ運動」を市内の主な事業所に展開し、明るく元気なまちづくりに取り組みます。

図書館においては、利便性の向上に努めるとともに、街中にオープンした図書館臨時窓口の定期的なイベントを通じ、商店街を利用する市民も巻き込み、読書活動の推進を図ります。

文化財事業については、文化財の適正な保存活用に努め、市民が郷土の文化財に親しむ環境づくりや周知を行い、併せて郷土芸能の伝承・振興に努めます。

文化芸術については、市文化協会や各関係団体と連携し、文化芸術活動を行っている団体等の発表機会の確保や、活動状況などの情報提供に努めるとともに、多くの市民が身近なところで、幅広いジャンルの文化芸術に触れることができるよう、自主文化事業を企画開催してまいります。

スポーツについては、市スポーツ協会や各関係団体と連携し、競技力向上の推進と、スポーツ推進月間におけるスポーツに親しむ機会の提供や、スポーツ合宿の誘致により交流人口の増加を図り、地域活性化につなげてまいります。

また、体育施設を安心安全に利用できるように、安全対策と環境整備に努めてまいります。

基本目標 4 は、「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」です。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、校区コミュニティなど身近な場での「元気度アップ・ポイント事業」をはじめとする介護予防活動や住民主体の通いの場の充実など、高齢者の地域社会参加による効果的な介護予防の取組を展開するとともに、切れ目のない医療と介護の連携、「生活支援体制整備事業」などによる住民相互の支え合いによる地域づくりの後方支援など、介護予防と生活支援ニーズの一体的な取組を進めます。

また、認知症の人やその家族に対する理解や支援の輪が広がるよう、児童生徒を含む市民を対象とした認知症サポーター養成講座のほか、認知症予防講演会や「脳の健康チェック、出張相談会」の実施など、幅広い世代の方に認知症予防に対する関心を持っていただけるよう啓発してまいります。

さらに介護サービスの適切な提供のために事業者との連携や介護人材確保の取組を進めます。

健康的な生活のためには、食事、運動、休養のバランスが重要であるため、健康に関する相談・教室などで、食の大切さに関する意識向上や、運動習慣を身に付ける動機付けなどの支援を行い、市民の主体的な健康づくりにつなげてまいります。併せて、特定健診や各種検診の受診率向上に努め、病気の早期発見、早期治療を推進し、生活習慣病の発症、重症化予防のための支援を実施します。

地域医療については、関係機関と連携し、診療科の維持、医療人材確保に努めるとともに、休日や夜間でも市民が安心して受診できる医療体制の確保を図ります。

国民健康保険については、被保険者数の減少や、一人当たり医療費の増加等により厳しい財政状況が続いていることから、収納率向上などの収入確保対策の強化や医療費適正化等の取組を行い、計画的、段階的に財政健全化に取り組んでまいります。

また、令和5年度から取り組んでいる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を継続し、健康寿命の延伸を目指す取組を推進します。

新型コロナウイルス感染症は、昨年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられたことで、個人や事業者の主体的な選択を尊重した基本的感染対策を基本とすることとなり、それに伴い令和5年度末でワクチンの特例臨時接種は終了します。今後は、国の予防接種基本方針に沿って、予防接種法上の位置付けを考慮した定期接種実施について検討してまいります。

身近な地域においては、市民の自助、互助の意識の醸成を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取組を継続するとともに、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、校区コミュニティ協議会などの関係機関と相互に協力しながら、重層的な支援体制の構築を図ります。

基幹相談支援センターについては、増加する地域課題に対し、専門職による丁寧な相談対応を行ってまいります。

また、生活に困窮している市民に対しては、その状況に応じた対応や自立の助長を行いながら、不安の解消と安心できる暮らしを支援します。

基本目標 5 は、「活力ある産業と賑わいのあるまち」です。

農業においては、伊佐米をはじめとする品質の高い農産物の生産に関係機関等と連携して取り組み、伊佐産品のブランド化を推進してまいります。また、「食料・農業・農村基本法」の改正を見据えた農業振興策や、将来の農地利用方針を定める「地域計画」の策定について、着実に取り組んでまいります。

地域の担い手などへの農地の集積化や集約化をはじめ、農業用機械の導入や根深ねぎなどの重点作物の生産を推進することにより、安定的で収益性の高い経営体の確保を図り、併せて、新規就農者に対し、農業技術や機械導入などソフト、ハードの両面から支援することにより、持続的で安定的な農業経営を支援してまいります。

生産基盤である農地や農道などに関して、計画的な整備や適正な維持管理を推進し、地域における共同作業による農業用施設の保全管理や長寿命化などの取組に対する支援を継続して実施してまいります。

畜産においては、国等の補助事業を活用した施設・設備の整備により経営規模拡大を支援することで、市内飼養頭数の維持に努め、併せて、優良種雌牛の地域内保留により市場価値の高い子牛の生産を推進し、魅力ある地域畜産業の振興に努めます。

また、国内各地で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病に関して、畜産農家の防疫対策の徹底を図り、関係機関と連携した侵入・感染拡大防止の取組に努めてまいります。

鳥獣被害対策では、猟友会との連携を密にし、鳥獣被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置などにより農林作物の被害防止を図るとともに、ジビエ等の普及啓発にも取り組んでまいります。

環境保全の取組に関しては、家畜排せつ物などの資源リサイクルによる有機肥料の利用を促進し、化学肥料の低減定着により環境にやさしい生産体制の構築に努めます。

林業については、林業従事者の雇用拡大等の取組への支援を行うなど担い手となる人材の確保・育成を促進するとともに、森林施業の集約化を図りながら、計画的な間伐や再造林等の森林整備を一層推進し、多様で健全な森林づくりに努めるとともに、森林所有者と林業経営者をつなぐ森林経営管理制度の円滑な推進を図ります。

また、防災・減災対策のほか、路網整備や高性能林業機械の導入による安定的な供給体制づくりを強化し、里山地域の特性を生かした森林づくりを進め、環境の保全に努めてまいります。

商工業においては、商工会と連携した創業セミナーや、専門家による商品開発、販路開拓、パッケージデザイン等の磨き上げのサポートを継続して実施するとともに、屋台村やもみじバルなどの民間イベントへの支援を行いながら、地域の活性化を図ってまいります。

また、立地企業や事業所等と連携を密にし、雇用の維持はもちろん、増設等の投資に向けた取組を行いながら、操業1年を迎えようとしている「サンキョーミート株式会社」や、「株式会社サイコックス」の操業に向けた支

援等に注力するとともに、県の企業立地懇話会等を通して企業誘致の取組を進めてまいります。

地域産業の振興においては、新たな地域産品の創出の気運を高め、地域活性化に繋がるよう支援するとともに、ふるさと納税返礼品の内容の充実や、伊佐市ファンの獲得に努め、併せてふるさと会の支援を行い、交流の促進を図ります。

人材確保においては、市内企業を中心とした合同企業説明会を継続して開催するとともに、新たに高校生向け企業見学会などに取り組んでまいります。

観光においては、大型クルーズ船などの観光客の本市への誘導を進め、国内外からの観光客が訪れるよう、関係団体と連携し振興を図ってまいります。

また、インバウンドの誘致や経済効果に繋がるよう、国際交流を深めてまいります。

各観光施設やキャンプ場の誘客については、民間活力を活かして集客に努め、国・県・周辺自治体と連携して、効果的な観光客誘致とPR活動を継続してまいります。

地方に住みテレワークを中心にした就業を行う人々が増えるなど、生活スタイルの変化は年々加速しています。自らの生き方や暮らし方を都市部から地方へ求める方々への対応として、子育てや教育において、自然豊かで住みやすい伊佐市の環境を生かし、幅広い世代に対応した移住・定住の推進を継続してまいります。

首都圏での移住・定住PRの取組を引き続き行うとともに、空き家・空き店舗バンクの内容充実を図り、移住

体験住宅を活用しながら移住希望者の多様なニーズに応えるよう努めてまいります。

伊佐を知ってもらい、伊佐を好きになって選んでもらえるよう取組を継続してまいります。

基本目標 6 は、「安全、安心な住みよいまち」です。

公共交通については、高齢化、過疎化が進む中、地域基盤としての重要性が高まっています。地域公共交通利便増進計画をもとに、将来を見据えた効率的な公共交通体系の整備とその利用促進を図り、社会活動、消費活動の活発化により、地域力の維持・向上につなげてまいります。

また、市内交通事業者と連携し、公共交通網の適正な維持のため、乗務員の育成、確保に引き続き努めてまいります。

公共インフラにおいては、頻発する大規模災害からの教訓を受けて「防災・減災、国土強靱化」への対策がますます重要となっています。

道路や橋りょう、河川環境については、国や県、関係団体と一体となり計画的に必要な補修・整備を進め、気候変動による気象災害や環境の変化に伴う影響を最小限に止めるよう、適切な安全管理と被害防止に努めるとともに、長寿命化計画に基づき公共インフラの安全性の確保を引き続き図ってまいります。

環境保全については、全国的な課題となっている適切な管理が行われていない空家等の対策や、合併処理浄化

槽への転換の推進に取り組むとともに、ごみ分別の徹底やごみの減量化などについての取組を引き続き推進し、安全で快適に暮らせる良好な生活環境の整備に努めます。

水道事業においては、現在、見直しを行っている伊佐市水道事業経営戦略に基づき、布設後40年以上経過した老朽管の迅速な更新に取り組み、公共の福祉向上と収益性の確保を両立させつつ、安全で良質な水の安定的な提供に努めます。

土地利用においては、都市計画基礎調査等により「まち」の状況を把握し、住民意見を反映した具体性があるまちづくりの将来ビジョンを検討し、地区別の望ましい市街地像を示すとともに、地域別の課題に応じた都市計画に関する基本的な方針を定めてまいります。

災害等の緊急時の対応としては、引き続き地域や消防団と一体となり市民の防災意識の高揚を図りながら、緊急速報メールの配信登録を促すとともに、市内全域をカバーする防災行政無線の整備を実施します。

また、特殊詐欺、消費生活に関する被害の防止のための啓発や相談体制の充実に引き続き努めてまいります。

交通安全キャンペーン等を通して、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、運転に不安を抱える高齢者等の運転免許の自主返納を促す取組の効果を検証しながら、ガードレール等の交通安全施設や区画線の整備、通学路の安全対策の強化に計画的に取り組む、安全で安心な暮らしの充実を図ってまいります。

次に、ここまで説明しました事業展開と一体となって取り組む「行財政改革」の概要について、説明申し上げます。

年々、多様化、細分化してきている市民ニーズに対し、機動的な対応をするためには、継続して行財政改革に取り組み、安定的な行政運営を行う必要があります。

官民連携を進めながら、公共施設の効率的な管理運営に努め、社会情勢や行政課題の変化に対応するため、事務事業の見直し、組織機構の見直し等を継続して実施するとともに、地域におけるデジタルデバイド対策の継続や行政手続のオンライン化など自治体DXに取り組み、市民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を進め、持続可能な行政運営に努めてまいります。

併せて、新たに導入する伊佐市公式ラインにより、市民の方々のニーズに応じた情報提供など、きめ細やかな行政情報の発信に努めてまいります。

3 最後に

令和6年度の市政運営に当たり、鹿児島県が生んだ偉大な成功者である稲盛和夫先生の言葉を引用させていただきます。

先生の著書の中に「災難や苦難に遭ったら、嘆かず、腐らず、恨まず、愚痴をこぼさず、ひたすら前向きに明るく努力を続けていく。これから将来、よいことが起きるためにこの苦難があるのだと耐え、与えられた苦難に感謝する。よいことが起きれば、驕らず、偉ぶらず、謙虚さを失わず、自分がこんなよい機会に恵まれていいの

だろうか、自分にはもったいないことだと感謝する。」
という言葉があります。

日々を過ごしていく中で、良いこともあれば悪いことも起こります。このことは、個人の生活だけではなく、会社経営にも、行政運営においても当てはまると思います。

ただいま御紹介しました稲盛和夫先生の考え方を念頭におきながら「夢ある伊佐」のために失敗を恐れないチャレンジ精神を持ち続け、今に最善を尽くし、精力的に前に進んでいきたいと思えます。

改めて市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、令和6年度の施政方針といたします。

～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～ ・ ～

次に、議案第9号「令和6年度伊佐市一般会計予算」について、歳出から順次説明申し上げます。

議会費につきましては、1億4,029万2千円を計上いたしました。

次に、総務費につきましては、38億2,955万9千円を計上いたしました。

主な事業として、新庁舎建設事業、物価高騰対応重点支援事業、行政情報ネットワーク化基盤整備事業などに予算を措置しております。

次に、民生費につきましては、64億4,594万8千円を計上いたしました。

主な事業として、私立保育所運営支援、障害者介護給付費、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計への繰出し、児童手当支給事業、高齢者の入所措置費、生活保護扶助費などに予算を措置しております。

次に、衛生費につきましては、15億475万円を計上いたしました。

主な事業として、伊佐湧水環境管理組合への負担金、布計鉱山鉱害防止事業、一般廃棄物収集運搬事業、水道事業会計への負担金などに予算を措置しております。

次に、労働費につきましては、773万7千円を計上いたしました。

シルバー人材センターへの活動補助に予算を措置しております。

次に、農林水産業費につきましては、12億8,568万7千円を計上いたしました。

主な事業として、農業費においては、多面的機能支払交付金、農業集落排水事業会計への負担金、中山間地域等直接支払交付金などに予算を措置し、林業費においては、鳥獣被害総合対策事業、林道整備事業、森林経営管理事業などに予算を措置しております。

次に、商工費につきましては、7億5,303万円を計上いたしました。

主な事業として、ふるさと納税者への返礼品等の経費、公園管理事業、観光ツーリズム事業などに予算を措置しております。

次に、土木費につきましては、7億8,921万5千円を計上いたしました。

主な事業として、道路新設改良事業、市道維持管理事業、橋りょうや道路舗装の長寿命化修繕事業などに予算を措置しております。

次に、消防費につきましては、14億9,350万円を計上いたしました。

主な事業として、防災行政無線整備事業、伊佐湧水消防組合への負担金、非常備消防事業などに予算を措置しております。

次に、教育費につきましては、14億8,271万1千円を計上いたしました。

主な事業として、小・中学校の小規模改修事業、学校給食センターの運営、学校・社会教育・体育施設等の維持管理などに予算を措置しております。

次に、災害復旧費につきましては、農林水産施設災害、公共土木施設災害の現年及び過年災害の見込額2億556万1千円を計上いたしました。

このほか、公債費につきましては18億9,801万円を計上し、長期債の元金・利子の償還金のほか一時借入金の利子相当分を措置し、予備費においては3,000万円を計上いたしました。

これら歳出予算の財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰

越金及び諸収入の自主財源30.6%と、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び市債の依存財源69.4%をもって措置しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ198億6,600万円とするものであります。

なお、地方自治法第214条の規定による「債務負担行為」、同法第230条第1項の規定による「地方債」、同法第235条の3第2項の規定による「一時借入金」、同法第220条第2項ただし書の規定による「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第10号「令和6年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

県とともに国民健康保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億3,720万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」につきましても定めております。

次に、議案第11号「令和6年度伊佐市介護保険事業特別会計予算」について説明申し上げます。

主に65歳以上の高齢者への介護保険給付及び介護予防事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億8,170万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第12号「令和6年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算」について説明申し上げます。

介護予防サービス計画作成に関する事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,720万円とするものであります。

なお、「債務負担行為」についても定めております。

次に、議案第13号「令和6年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算」について説明申し上げます。

75歳以上の高齢者及び障害認定を受けた65歳以上の高齢者に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,300万円とするものであります。

なお、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第14号「令和6年度伊佐市水道事業会計予算」について説明申し上げます。

水道事業の予定量は給水戸数10,048戸、年間総給水量182万1,800立方メートルと計画し予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、水道料金などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた水道事業収益の総額を3億6,066万9千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、水道事業費用の総額を3億1,320万3千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、事業の実施のために借り入れる企業債等を計上し、収入の総額を1億1,641万6千円としております。

支出につきましては、老朽化した水道管の布設替えに要する経費などを計上し、支出の総額を2億1,190万1千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか、「企業債」、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」及び「たな卸資産購入限度額」についても定めております。

次に、議案第15号「令和6年度伊佐市農業集落排水事業会計予算」について説明申し上げます。

農業集落排水事業の予定量は排水戸数1,140戸、年間総排水量28万1,000立方メートルと計画し予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、排水使用料などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた農業集落排水事業収益の総額を1億8,053万8千円としております。

支出につきましては、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、農業集落排水事業費用の総額を1億7,382万9千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明申し上げます。

収入につきましては、一般会計からの出資金を計上し、収入の総額を5,501万円としております。

支出につきましては、建設改良企業債元金償還金に要する経費などを計上し、支出の総額を1億993万8千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

そのほか、「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」及び「他会計からの補助金」についても定めております。

次に、議案第16号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、条例に引用している条項にずれが生じたことや会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号「伊佐市営住宅条例等の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市営住宅等の家賃等の滞納整理を円滑に行うため、債権の放棄に関する基準を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号「伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、55歳以上の高齢層職員の昇給基準を見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号「伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市長、副市長及び教育長並びに職員の宿泊料及び食卓料を同額とし、日当を支給しない措置を引き続き1年間延長するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号「伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、第9期介護保険事業計画による保険料の改定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の区分を9段階から13段階へ変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市総合体育館照明施設の機器更新に伴い、照明施設の使用区分を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号「伊佐市老人介護手当支給条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、老人介護手当の支給要件を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「伊佐市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、鹿児島県の重度心身障害者医療費助成制度の変更に伴い、支給方法を自動償還払い方式に変更し、受給対象者を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号「伊佐市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、水道法の一部改正に伴い、水道事業行政における国の所管が厚生労働省から国土交通省へ移管されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員の損害補償基礎額等を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号「伊佐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の重要事項説明の掲示方法を見直すほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号「伊佐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、字句の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号「伊佐市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じたほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号「伊佐市鹿児島県立大口高等学校活性化基金条例を廃止する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、大口高等学校の活性化事業の見直しに伴い、本条例を廃止するものです。

以上、議案28件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— — — 降 壇 — — —

